

令和3年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年8月2日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	8月2日 午前10時00分		
	閉 会	8月2日 午前10時39分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	副 村 長	比 嘉 克 雄	福祉保健課長	宮 里 晃
	教 育 長	玉 城 奎		
	総 務 課 長	我那覇 隆 文		
	企画財政課長	田 港 朝 津		
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		
経 済 課 長	久 田 哲 史			

## 令和3年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和3年8月2日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第33号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 報 告
4	議案第34号	令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	
5	報告第5号	専決処分の報告について	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第3回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第33号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 おはようございます。

議案第33号

#### 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年8月2日提出

今帰仁村長 久田浩也

#### 提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例

今帰仁村手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現行
(徴収すべき事項及び金額) 第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表のとおりとする。	(徴収すべき事項及び金額) 第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表のとおりとする。



## 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

今回個人番号カード、マイナンバーの発行が、地方公共団体情報システム機構が行う事務として法律で定められました。これに伴いマイナンバー発行に係る手数料事務は、地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託されることになります。

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第34号 令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第34号

令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,071万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年8月2日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		45,897	3,368	49,265
	1 使用料	27,320	3,368	30,688
15 国庫支出金		876,945	12,000	888,945
	2 国庫補助金	401,765	12,000	413,765
19 繰入金		417,231	304,812	722,043
	1 繰入金	417,231	304,812	722,043
22 村債		234,700	1,275,500	1,510,200
	1 村債	234,700	1,275,500	1,510,200
歳入合計		5,725,039	1,595,680	7,320,719

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		777,648	1,581,350	2,358,998
	1 総務管理費	630,876	1,581,335	2,212,211
	2 徴税費	95,516	15	95,531
3 民生費		1,937,661	13,680	1,951,341
	2 児童福祉費	820,695	13,680	834,375
6 農林水産業費		616,494	0	616,494
	3 水産業費	239,832	0	239,832
10 教育費		613,901	650	614,551
	6 保健体育費	136,754	650	137,404
歳出合計		5,725,039	1,595,680	7,320,719

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁村地域整備交付金事業	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
水産環境整備事業	13,100	〃			13,100	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	8,800	〃			8,800	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	22,800	〃			22,800	〃		
湧川第2団地新築事業	93,600	〃			93,600	〃		
臨時財政対策債	70,000	〃			70,000	〃		
史跡等総合活用整備事業(災害)	1,900	〃			1,900	〃		
「やんばるの自然」関連施設整備事業	6,000	〃			6,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	2,300	〃			42,900	〃		
庁舎建設事業(市町村役場機能緊急 保全事業)	0	〃			1,234,900	〃		
合 計	234,700			1,510,200				

以上です。

詳細については、担当課長より説明いたします。田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 議案第34号 令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について、歳入歳出とも節におけます300万円以上の項目について、説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入になります。14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、補正額336万8,000円は、4節の港湾施設使用料の冷凍冷蔵施設使用料の336万8,000円の計上によるものでございます。

続いて8ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,200万円は、1節総務費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の1,200万円の計上によるものでございます。

続いて9ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額3億481万2,000円は、1節繰入金の財政調整基金の314万9,000円と、今帰仁村公共施設等総合管理基金の3億166万3,000円の計上によるものでございます。

続いて10ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債、補正額12億7,550万円は、1節総務債の庁舎建設事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の12億3,490万円と、庁舎建設事業（一般単独事業債）の4,060万円の計上によるものでございます。

続いて歳出になります。11ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額15億8,053万1,000円は、12節委託料で新庁舎建設事業（実施）の部分で4,016万3,000円と、14節工事請負費の新庁舎建設事業（実施）で15億3,700万円、それと24節積立金で、今帰仁村公共施設等総合管理基金の336万8,000円の計上によるものでございます。

続いて13ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,368万円は、18節負担金、補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の1,200万円の計上、主なものでございます。

以上が、今回の補正の歳入歳出とも、各節におけます300万円以上の増減の説明となります。

○ **座間味 薫 議長** これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 7ページをお願いします。歳入、14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料の4節港湾施設使用料の冷凍冷蔵施設使用料、これは委託業者と折半なのか。この使用料の利益をこちらにあげてると思いますが、この説明を求めます。

それと8ページ、歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費ということで1,200万円ですけれども、これの説明を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 嶺井雄二建設課長。

○ **嶺井雄二 建設課長** 10番與儀常次議員の質疑に対しまして、説明いたします。

7ページ、14款1項6目の冷凍冷蔵施設使用料336万8,000円については、冷凍冷蔵庫は平成30年12月より開業しております。規則に純利益の2分の1を村に納めていただくということで、今回670万円余りの利益がありまして、その半分の336万円ですか、2分の1を納めていただくということになっておりま



す。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

8ページ、15款2項1目1節総務費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、低所得者層等を含めた世帯に対しその実情を踏まえた観点から、給付金事業を児童1人当たり5万円の給付を行うものであります。これにつきましては、6月議会のほうに計上しておりました。その世帯及び子どもの数がこちらの算定した数より、少し多くなっているような状況でしたので、補正ということで補正をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度、さっき課長が2分の1の割り振りということでしたけど、これは今は使用料は満杯の状況なのか。余裕があれば、この使用料が来年は多く入ってくるのか、お伺いします。

次のページ、1,200万円で5万円云々で世帯ということでありましたけど、これ世帯は大体でいいですけど、何世帯ぐらいございますか。特別に給付する事業ということでもありますので、この世帯数が掛けるで1,200万円なのか。この1,200万円みんな給付に充てるのかどうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

稼働率としては十分、補っております。回転によっても違ってくるかと思いますが、今は中に入らず、外でコンテナでさばっているような状況ですので、使用料につきましては、利益の先ほど申しましたけれども、例ですけれども、1,000万円儲かれば、2分の1の500万円は村に納入していただくというような方向で、北部港運に指定管理をさせておりますが、北部港運の儲けの半分は村に納めていただくということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この事業につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業になっておりますが、実際世帯に対して、受給者世帯そのものは課税世帯ですけれども、受給者が非課税であれば、その対象になります。世帯で把握というよりは、その受給者の対象となる子供の数で今、把握しているものですから、当初の私たちの見込みでは319人余りだということでしたが、実際には370人超しておりますので、これはコロナ禍によって所得が急変した世帯のお子さんも含めでありましたが、これ今でも370人超えていますので、今後増えるであろうということで、世帯というよりも子供の人数で今、計算して計上しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 建設課長に伺います。さっきの説明ではもうコンテナまで利用しているということであったんですけど、前にも本部にあるときも本部もコンテナを利用して、通路も歩けない状況ということで、今帰仁村にも建設が始まった経緯があるんですけど、今後これ需要が伸びたときは、もっと今帰仁村にももう一つぐらい造らないといけない状況になりつつあるのかどうか伺います。

それとさっき課長は人数でということでしたので、これは使い道はこの家庭にどんなことにも使ってい

いということでありませうか。何か使い道に限定があるかどうかですな。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

あと1施設をつくる予定はないかという質疑だと思いますが、今ですな、開業して3年ですか。スムーズにいております。今後はちょっと様子を見ながら、この辺は検討していきたくと、土地の絡みもありますので、また港に近くないとまたいろいろと不便も来すかと思ひますので、この辺もまた検討させていただきたいと考へております。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活支援を行うものという観点ですので、使い道についてはその世帯に、お任せをしているというような状況であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 コロナの件ですな。今課長が、コロナの給付金ということであったんですが、これ今年で大体落ち着いたときは、来年はなくなる事業なのか。来年までは生活支援は、私は必要だと思うんですけど、この事業は限定の事業なのか。来年もこの事業がある可能性はありますか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この事業については、全額国庫事業となっておりますので、今後の情報については、まだこちらのほうには入っておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳入について、質疑いたします。

7ページ、冷凍冷蔵施設使用料336万8,000円、利益の半分というところの中で、当初村として今、利益の半分でこれぐらい上がったということであるんですけど、大体予定としてこれぐらいは予定していた金額に到達しているのか。その辺ひとつ説明を求めます。

それと9ページの繰入金の中の今帰仁村公共施設等総合管理基金の3億100万円余りの金額なんですけれども、この基金はこれを入れることによって、残高はどれぐらいになるのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対して、説明いたします。

当初は収支計画としては450万円ぐらいは儲かるという数字を出しております。今のところ、先ほど言ったように330万円ぐらいの収入がありますので、思い通りには来ているのかと。ちょっとは少ないんですが、3年目としてはいい感じで来ているのではないかと考へております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、説明いたします。

9ページの今帰仁村公共施設等総合管理基金の運用でございますが、今回の計上が3億166万3,000円でございます。それと合わせて今回の補正の中で歳出になりますが、歳出の中では今の冷凍冷蔵施設の歳入をそのままその同じ基金に336万8,000円を入れますので、それでその入れた後の計算としましては、残額としては4億7,152万4,000円の基金残高になる予定になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 冷凍冷蔵施設に関して、まずお伺いしますけれども、利益の半分というところで、この利益というのは、相手から言われた金額をただ折半しているのか。それとも中身の精査されて、いろんな事業があると思うんだけど、この事業の実際は事業を起こすと経費はいくらでも計上できると思うんです。そういった中でこの辺の精査をして決めているのか。それとも相手からこれぐらいの利益があったということでの折半であるのか。さっき企画財政課長のほうからもありましたけれども、庁舎建設でかなりの資金が必要というところの中では、この収入が公共施設の基金の積み立てに入っていくというところで、かなり財政的にもとてもただ一方的な金額で上がってきたものを折半しているのか。それとも中身をちゃんと精査した中でやったものなのか。その辺をちょっとお伺いいたします。

それと基金に関して今回、残高、あと3億円を差し引いたら、4億円、5億円近くの残高が残っていると。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 4億7,000万円が残るとこれは今、今回いろいろと建築の部分なのかなどと思って、いろんなこれから予算が必要になってくれば結構、厳しい状況にもなるのかなと、今後のいろんな公共施設の修繕も含めたときには、そういう意味ではこのような計画ですね。基金の残高が今後どういう形で庁舎建設に向けて振り分けされていく予定なのかというのが大まかにわかるのであれば説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

この金額に関しましては、冷凍冷蔵施設を決算報告をしてもらって、北部港運のほうで決算していただいて、この決算に基づいて、法人税もみんな支払って純利益の2分の1ということで報告していただいております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

庁舎建設にかかります基金の運用でございますが、庁舎建設につきましては、起債事業が手当できる部分、条件がありますので、その部分は起債を充てて建築というか、整備をしていく予定となっております。それ以外の起債など、補助事業などありませんので、それ以外のものについては基金であったり、財政調整基金を充てたりということになりますが、今後想定されるものとしては、庁舎建設の工事は今回で手当てしておりますので、次に造成といいますか。建設した後の外構工事等がその事業の内容によっては、

その基金を充てていくことになるかというふうに予定しています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 冷凍冷蔵施設、北部港運からの決算書の中から、法人税も差し引いた金額からということではあるんですけど、決算上そうなるのかな。使用料というのは、利益が出てから、それから法人税を払ってからの残りで払うものだったのかな。その中の経費として落とせるのか。ちょっとこの経費の処理がちょっと今、すみません自分も勉強不足の部分があって、税引き後の利益から使用料を払うという形になるのか。ちょっと違うのかなと。借入れの返済はそれでいいんですけども、使用料がこういう形での経費だったのかなというところでは、ちょっと疑問な部分、そうなるのかなり利益率は下がるというか、解釈が法人税を差し引いた後の話であると、ちょっと利益、当期利益というのは下がってしまうので、返済の償還のものに関しては確か税引き後の形からの処理だったと思うんですけども、使用料に関しては経費だと思うので、確かその中でやらないといけない話ではないのかと思ったりもするので、この辺ですね。税務処理の問題というのは、もう一回確認しながら、やはり村長の掲げる自主財源の確保というところでは、利益が出ているならそれなりに取れるような仕組みというものを、もう一回再構築というかわかるように、持ってきた経費ではなく、その中からの上がってきたものなのか。そして税引き後で解釈するのか、前で解釈するのか。というところはちょっといろいろと検討しながら、村としても北部港運が指定管理者として利益を上げるようなバックアップをしながらも、同じようにそのまま儲けた分を使用料として入ってくるような循環ができるような仕組みで、改めてこの辺、もう一度教えていただきたいと思っています。

この基金に関して、十分この駐車場整備とか、外構工事等いろいろとまた予算がつくと思うので、その辺計画的に基金の中で収められるような形で、この辺の財源も確保しながら取り組んでいただきたいと思いますので、改めて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

こちらとしては、6目の土木使用料で受けておりますが、北部港運としては、使用料として契約はしておりません。協定書で利益の2分の1ということであっておりますので、座間味議員この辺はまた確認させていただきたいと。多分これでいいのではないかと。使用料で契約はしておりませんので、協定書で先ほど言った2分の1の純利益を納めていただくということになっておりますので、これは再度、確認させていただきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

基金の公共施設等総合管理基金の運用でございますが、今後予定されております庁舎建設に伴う外構工事ですね。もちろん駐車場であったり、現庁舎の撤去工事もそれに含まれてくる予定になっております。それとまた併せて道路の取り付けの部分についても修正が必要になってきますので、そういったところがその基金の運用がなされるものだというふうに予定しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出11ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の12節委託料、新庁舎建設事業（実施）4,016万3,000円と、14節工事請負費、これは新庁舎建設事業ということで15億3,700万円とありますけど、これの説明。

次に歳出5目企画費の、12節委託料村有地管理に係る測量等業務40万円、次の14節工事請負費、村有地管理用ゲート設置工事25万4,000円の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質疑に対して、ご説明いたします。

11ページ、2款1項4目12節の委託料、新庁舎建設事業及び14節工事請負費につきましては、委託料につきましては、ただいま実施設計しております。今回から実施に入る予定ですが、工事の施工管理の委託料となっております。14節の工事請負費につきましては、建築3工区に分けて発注いたします。建築3つと電気、機械、5つを今発注の予定をして、工事費を計上している状況であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

11ページの2款1項5目企画費におけます12節委託料、村有地管理に係る測量等業務の40万円でございますが、そちらのほうと14節工事請負費の村有地管理用ゲート設置工事25万4,000円でございますが、そちらのほうの委託料、工事費共に湧川底川原におけます村有地の裁判にかかった物件でございますが、その村有地の奥のほうに、その裁判で争った方の畑がございます。そちらのほうについては、裁判完了後に村が簡易的な門といいますか、ポールを立ててワイヤーを張ってということで、勝手に入れないような措置を講じておりましたが、それも壊されている状況がございましたので、そちらのほうにはちゃんと金網と鉄骨でフェンスをした形の門扉をつくるということで、計画をしているところでございます。それとその委託料でございますが、その委託料については嵐山から入り口、200メートルほど奥まったところにその土地の境界といいますか。個人有地と村有地の境界がありますので、その境界を明確にするために3ポイントの測量をするための予算計上となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 庁舎建設事業から伺います。この設計委託はこれで全額なのか4,000万円余りでね。これで本設計ということで全額として理解してよろしいですか。

次の工事請負費は、電気と機械ということでしたので、これはJVで組んでおるのかどうか伺います。それとまた業者も決まっているのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

委託料につきましては、工事管理費です。今実施設計は行って完了しておりますので、これから実施し

た場合のコンサルによる工事の管理を外構に含めてやる予定、委託につきましては、また第2工区もありますので、今の庁舎が建っているところは解体し、駐車場やらないといけないという状況にありますので、工事費につきましては、建築につきましては、指名審査も終えております。建築につきましては、JVを組んで実施する予定にしております。

電気、機械につきましては、ランクで補ったような、のっとった形で発注を予定しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 令和3年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「報告第5号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年8月2日提出  
今帰仁村長 久田浩也

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	令和2年度古宇利島観光拠点施設整備工事 (パーゴラ改修)
議決された契約の金額	¥52,250,000
専決処分した契約の金額	¥858,000

### 理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年7月20日  
今帰仁村長 久田浩也

工事請負変更契約書を添付しております、お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時39分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ